

平成23年度 第6回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成24年1月11日開催

高野町農業委員会

# 平成23年度 第6回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成24年1月11日（水）
- 開会時刻 午前10時30分開会
- 開催場所 高野町役場2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實 4番 柳葵  
7番 梶谷廣美 8番 西山一高 9番 井手上治己  
10番 尾家富千代 12番 新谷敏捷  
以上9名出席
- 欠席委員 5番 井阪晴美 6番 中林敬 11番 井阪征郎  
以上3名欠席
- 事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下洋一 門谷佳彦 矢野 隆
- 関係者 (出席者無し)
- 議事事項 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について  
議案第12号 高野農業振興地域整備計画の変更について  
議案第13号 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査について  
報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
報告第7号 農地法施行規則第32条第1項の規定により届出について
- 事議内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時27分 開会\*\*\*\*\*

事務局 新年明けましておめでとうございます。委員の皆様、大変お忙しい中、定例会にご出席いただきましてありがとうございます。

本年初めの定例会です。それでは予定より少し早いですが委員出席しておりますので、只今から平成23年度第6回高野町農業委員会定例会を開催させていただきます。

さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員3名で（5番井阪晴美委員・6番中林敬委員・11番井阪征郎）、高野町農業委員会会議規則第9条による出席委員数が規程を超えておりますので、本委員会は有効である旨ご報告いたします。

それでは開会に当たり、事務局長よりご挨拶及び事務連絡を申し上げます。

事務局長 . . . . . 挨拶 . . . . .

事務局 ありがとうございます。

続きまして、審議に入らせていただきます。

まず初めに委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を議長よりご氏名頂いております。

本日の署名委員は、10番尾家委員・12番新谷委員にお願いします。

つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第8条により当委員会の会長になっておりますが、井阪会長が入院治療中でありますので、会長職務代理者柳委員になりますので、柳会長職務代理よろしくお願ひ致します。

議長 . . . . . 挨拶 . . . . .

議長 それでは、次第に沿って行います。

まず、議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第11号

農業経営基盤強化促進に基づく農地利用集積計画の決定について

高野町長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり審議依頼がありましたので農業委員会の決定について意見を求める。

平成24年1月11日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

番号23-1

農地の所在 東富貴字天神垣内〇〇〇他2筆で、別紙に図面4ページの青色のとおりです。

登記簿及び現況地目は、それぞれ「畑」

農振区分 農用地内

面積は、合計3筆1,724㎡

権利設定は、使用貸借です。

利用権を設定する者の住所氏名 高野町大字西富貴〇〇番地 〇〇〇〇氏  
経営面積は明記のとおりです。

利用権設定を受ける者の住所氏名 高野町大字東富貴〇〇〇番地 〇〇〇〇氏

経営面積は、今回設定する面積です。

利用目的は、野菜栽培（主にダイコン等です。）

期間は、3ヵ年です。

今回、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定で、許可基準としていくつがございます。許可基準としては、同法18条第3項の各要件を満たすことが条件となっています。

今回初めての案件でございますので、許可要件についてご説明いたします。

農用地利用集積計画は、基本構想に適合すること。

利用権設定した土地を耕作等の事業に供すべき農用地全てを効率的に利用すること。耕作等の事業に常時従事すること。利害関係の同意が得られること。の要件を全て満たすことが許可の条件となります。今回〇〇さんは、すべての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、許可相当と考えていますので、ご審議ねがいます。

議長 議案第11号について、ご意見、ご質問等ございませんか。

新谷委員 はい、12番新谷です。この人は、もともと農業をしていましたか。富貴の人ですか。

事務局 そうです。場所は図面の右側の自宅です。農地までは、歩いて1分程度のところが申請地です。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。  
〇〇さんは、耕作しておらず遠くへ行っている為、貸して耕作して貰うほうが耕作放棄地を増えることを防げるからいいと思います。

尾家委員 はい、10番尾家です。  
借り手の〇〇さんは、熱心な人で一番の適任者だと思います。

議長 他にご意見等ありませんか。

各委員 (委員より「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議案第11号「決定」といたしますので、高野町長へ回答します。

つぎの議題は、議案第12号「高野農業振興地域整備計画の変更」について事務局より説明願います。

事務局

議案第12号

高野農業振興地域整備計画の変更について

高野町長より、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項の規定により定めた、高野農業振興地域整備計画の軽微な変更をしたいので、同法施行規則第3条の2第2項の規定により別紙のとおり、意見の決定を求める。

平成24年1月11日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

農地の所在 花坂字木瀬原〇〇〇番地の一部

農振区分 農用地内

面積は、合計60㎡

申出人の住所氏名 高野町大字花坂字木瀬原〇〇〇-〇 〇〇〇〇〇氏

除外後における利用目的 農業用倉庫

除外理由は、県の道路改良工事に伴う用地買収で、現在の倉庫の移転を余儀なくされた為、自己の所有する田の一部に農業用倉庫を新設するものです。以上ご審議願います。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

尾家委員 はい、10番尾家です。

以前は、転用の場合現地調査をした記憶があったが。

事務局

今回は、転用に伴うものですが、この議案は、農振計画変更に対する意見についての審議でございますのでよろしくお願いいたします。

尾家委員 わかりました。

議長 他にございませんか。

上田委員 はい、2番上田です。

11ページに、影響は無いと記載していますが、日照権等は大丈夫でしょうか。

事務局 今回の議案とは違いますが、別途報告議案であります但其の添付書類で、隣接者等の同意書が添付されていますので、問題ないと考えています。

この転用は、国道480号線の改良事業の為に現倉庫の移転を余儀なくされた為、自己の所有する隣接農地に新たに倉庫を新設する為、農用地から除外されますので、今回の変更が必要になります。

事務局長 今回の場所は、県の公共工事の為に移転を余儀なくされた為、公共事業に協力していただいております。

その為、変更する際にあつたても問題ないと考えていますので、ご審議願います。

議長 他にご意見ありませんでしょうか。

各委員 (委員より「ありません。」の声あり。)

議長 それでは、議案第12号について「やむをえなく同意する」とします。

つづきまして、議案第13号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査」について事務局より説明願います。

事務局

議案第13号

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査について

農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づき、農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の内容を審査願いたい。

平成24年1月11日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査について、提出いただいた申請書につきましては、事前に事務局で農家台帳等と照合し、審査を済ませております。毎年1月1日を基準としまして有権者から提出されました申請書を農業委員会が審査を行って、1月31日までに市町村選挙管理委員会へ送付することになっています。選挙人名簿の登載資格は、皆様既にご承知と思いますが、改めて説明いたします。要件としては、10アール以上の農地について耕作の業務を営むもの。同居親族または、配偶者で、年間おおむね60日以上耕作に従事している者。平成24年1月1日現在で高野町に居住しているもの。年齢が平成24年3月31日現在で20歳以上の者（平成4年4月1日までに生まれた者。）以上の4つの要件を全て満たすものが選挙人名簿に登載できます。

審査方法として、形式審査だけでなく、申請書に記載されました事項が真

実であるかどうかを審査することになっています。今日の議案書にあります、右側に選挙権の有無を記載しています。その中で、選挙権無しの欄は、20歳未満である者。耕作日数要件。同居せず。欠格があります。この中の欠格とは、一般的に農家台帳に載っていない方で、ヤミ小作等の場合でございます。

前年度は、249人・137世帯で今年度226人・124世帯で、23人の減・世帯数で13世帯の減になっています。

あと備考欄に施行令第3条第3項資格者と記載している分につきましては、申請書が提出されていなくても、農業委員会において、選挙人名簿登載資格があると判断した分を記載していますので、内容が違っていると思われる場合は、ご指摘ねがいます。

それでは、よろしくご審議お願いします。

議長 　　ただいま事務局より報告がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

新谷委員 　　はい、12番新谷です。  
西細川地区の方々には、申請書を提出するよう指導しました。

議長 　　他にございませんか。

尾家委員 　　はい、10番尾家です。  
〇〇〇町内の〇さん夫婦ですが、30ページにある分ですが、現に活動しているが、選挙権なしになっているのはなぜか。

事務局 　　〇〇さん夫婦については、経営移譲しており、移譲した者が和歌山市内に在住している為、選挙権なしの耕作日数の要件に合致していない為、今回選挙権なしとしています。

尾家委員 　　了解しました。

下名迫委員 　　はい、3番下名迫です。  
26ページの〇〇さんも経営移譲していると思いますが、選挙権ありになっていますが。

事務局 　　確認して修正を行います。

梶谷委員 　　はい、7番梶谷です。  
同じように経営移譲している方が他にもいます。議案書の24ページにあります〇〇〇夫婦も経営移譲しているのではないのか。

事務局 確認して修正を行います。

事務局長 今回確認いただいております選挙人名簿でございますが、疑義がある場合は後からでもいいですので、ご連絡ください。

西山委員 はい、8番西山です。  
35ページにある〇〇〇〇さんは記載しているが、妻の〇〇さんが記載していないのはなぜか。

事務局 本人の申請書提出に基づき審査後、掲載していますので、申請時点について、申請者本人が掲載要件に当たらないと判断し、記載していないのではないかと考えられます。

下名迫委員 はい、3番下名迫です。  
申請したのが、本人であるから申請内容を尊重してもいいのでは。

事務局長 基本的には、申請主義である為、申請者本人の意思を尊重するべきであると考えています。ただその申請内容が真実と相違ある場合はこの限りでないと解釈していますのでご審議願います。

議長 他にご意見等ございませんか。  
今回この名簿の審査については、皆様ご覧になっていただき変更箇所等ありましたら、事務局までご連絡いただきますが、疑義があった分を修正していただきますようお願いいたします。  
他にご質問なければ、議案第13号「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査」について、可と決定いたし、高野町選挙管理委員長へ送付します。なお、送付決定した名簿については、次回に報告していただきますようお願いいたします。  
つづきまして報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局より説明願います。

事務局 これ以降は報告議案となりますのでよろしくお願いいたします。  
報告第6号  
農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
「農地法第3条の3第1項の規定について」農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があったので報告します。  
平成24年11月11日提出  
高野町農業委員会 会長職務代理 柳 葵  
本件については、前回と同じ案件になります。

詳細につきましては議案書39ページに記載している分であります。

今回は、遺産分割したことによる権利取得しましたので、農地法に基づき届出頂いた分です。

なお、届出者に対して受理通知書の交付を行いましたので報告いたします。  
以上で、報告をおわります。

議長 　　ただいま事務局より報告がありましたが、ご意見等ありませんか。

各委員 　　(特に意見等ない。)

議長 　　ご意義がないようですので、報告第6号は以上とします。  
つづきまして、報告第7号「農地法施行規則第32条第1項の規定による届出」について事務局より報告ねがいます。

事務局 　　報告第7号  
農地法施行規則第32条第1項の規定による届出について  
農地法施行規則第32条第1項の規定により、別紙のとおり届出がありましたので報告します。

平成24年1月11日提出

高野町農業委員会 会長職務代理者 柳 葵

今回初めての議題ですが、通常農地を農地以外にする場合転用の許可が必要になるわけですが、今回の場合は、農地法第4条中の許可の例外がございます。その中に「その他農林水産省令で定める場合」については、転用の許可を要しないとなっています。

その省令ですが、いくつかございますが、今回の場合は、「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全もしくは利用増進のため又はその農地(2アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合」に該当します。

要するに農業する目的で、小規模で2アール未満に限りますが、転用の許可が必要なく、届出だけ必要ということです。この届出があり既にご審議いただきました議案第12号の農業振興地域除外も必要となり、審議頂いていました。以上報告終わります。

議長 　　ただいま事務局より報告がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。

ご意義がないようですので、報告第7号は以上とします。

以上で予定していました議案審議は、全て終了いたしました、事務局より何か連絡事項等ありませんか。

事務局長 　　事務局より1点だけございます。

事務局長 お配りしています、農業委員活動記録帳につきまして、ご説明いたします。  
日ごろの農業委員会定例会や担当地区の相談や事務局より依頼する現地調査等について、記載していただきますようお願いいたします。  
他のページには、農業委員会定例会のメモ欄の活用や相談内容のメモ等活動した事実をどんな内容でもかまいませんので、記録してください。  
記載していただいています記録帳は、毎月定例会に持参していただき、事務局にて記録している部分をコピーさせていただきますので、よろしくお願い致します。

議長 事務局長より説明のありました、活動記録につきましては、委員の皆様におかれましては、活動記録に記載よろしく申し上げます。  
以上をもちまして、全て終了しましたので、これにて閉会いたします。  
皆様お疲れ様でした。

事務局長 . . . . . お礼のあいさつ . . . . .

\*\*\*\*\*午後 1 1 時 2 7 分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

なお、今回の定例会について会長が入院治療中となった為、当面の間会長職務代理者が議事進行を行なうので、会長職務代理者が署名する。

平成 2 4 年 1 月 1 6 日

会長職務代理者 \_\_\_\_\_

署名委員 1 0 番 \_\_\_\_\_

署名委員 1 2 番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。